

山梨県森林環境保全推進事業費補助金交付要綱

平成24年6月20日 森整第 290号 制定
平成29年3月29日 森整第1922号 改正

(趣旨)

第1条 知事は、災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、山梨県森林環境保全推進事業を行う者（以下「事業主体」という。）に対して、予算の定めるところにより、山梨県森林環境保全推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規第25号。以下「規則」という。）並びに森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日 13林整整第882号 農林水産事務次官依命通知。以下、「森林環境保全整備事業実施要綱」という。）及び森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日 13林整整第885号 林野庁長官通知。以下、「森林環境保全整備事業実施要領」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「山梨県森林環境保全推進事業（以下「本事業」という。）」は、「森林環境保全推進事業（造林補助）」及び「森林環境保全推進支援事業」に区分する。
- (2) 「森林環境保全推進事業（造林補助）」とは、本事業のうち山梨県造林事業費補助金交付要綱（昭和62年9月9日森整第8-54号。以下「造林補助金交付要綱」という。）に基づき、造林事業費補助金の交付を受ける事業（以下「推進事業」という。）とする。
- (3) 「森林環境保全推進支援事業」とは、前号に定める事業以外で知事が別に定める事業（以下「支援事業」という。）とする。

(補助対象事業の内容)

第3条 推進事業及び支援事業の補助対象事業の内容は、「山梨県森林環境保全

「推進事業実施要領」によるものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 第3条に規定する補助金の交付の対象となる事業区分毎の造林種別、補助率等、事業主体並びに補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

(推進事業における補助金交付事務)

第5条 推進事業における補助金交付事務については、造林補助金交付要綱の定めるところによる。

(支援事業における補助金の交付申請)

第6条 事業主体は、規則第4条の規定により、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は、年度の3月15日のいずれか早い時期までに、森林環境保全推進支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

ただし、同箇所において実施の推進事業と支援事業で重複する書類については、同時申請の場合に限り、「実測図は番号〇〇の整理番号〇〇と併合処理」と表示することにより、推進事業における補助金交付申請書類への添付をもって、支援事業への添付を省略することができる。

- (1) 森林環境保全推進支援事業実績報告書（第2号様式及び2号様式付表）
- (2) 造林地実測図（第3号様式）
- (3) 造林地位置図（第3号様式に準ずる）
- (4) 事業実施状況写真
- (5) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

2 事業主体が搬出間伐に係る補助金の交付を受けようとする場合にあっては、前項に定める森林環境保全推進支援事業費補助金交付申請書に加え、間伐材の搬出材積及び収益見込額等を記載した、森林環境保全推進支援事業間伐材搬出報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(支援事業における補助金交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業主体は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請すること。
- (2) 補助金の確定後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入税額控除適用報告書（第5号様式）

により補助金交付申請番号等を速やかに報告するとともに、消費税仕入控除税に相当する補助金（補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額があれば、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を返還すること。

（支援事業における補助金の交付）

第8条 知事は、規則第5条及び13条の規定により、第6条に定める申請を受理したときは、必要な竣工検査をし、かつ、その結果に基づいて補助金の交付を適当と認める者に対し、補助金の交付決定及び補助金の額の確定（第6号様式）を行い、速やかに精算払いにより支払うものとする。ただし、事業主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが明らかな場合には、消費税仕入控除税額に相当する補助金を減額して支払うことができる。

2 知事は、補助金の交付決定及び補助金の額の確定にあたっては、搬出に係る間伐材の収益見込額を減額するものとする。

（支援事業における恩賜県有財産管理者にかかる補助金交付）

第9条 恩賜県有財産管理者が補助金の交付を受けようとする場合は、この要綱の規定にかかわらず、知事に必要な書類を提出するものとし、知事が補助金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

（支援事業における財産の処分の制限）

第10条 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものに限る）については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し又は担保に供してはならない。

2 事業主体は、前項の承認を受けようとする場合は山梨県森林環境保全推進支援事業費補助金財産処分承認申請書（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の提出)

第11条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所轄の林務環境事務所長に提出しなければならない。

(証拠書類並びに経理書類の保管)

第12条 補助金の交付を受けた事業主体は、本事業における補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類並びに経理書類を、荒廃森林再生（支援）事業及び里山再生（支援）事業においては事業終了年度の翌年度から起算して20年間、広葉樹の森づくり推進（支援）事業においては30年間保管するものとする。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3,4条関係）

事業区分	事業分類	造林種別	補助対象経費	補助率等	事業主体	
森林環境保全推進事業 (造林補助金)	荒廃森林再生事業	間伐・保育間伐 (以下、「間伐」とい う。)	間伐に要する経費、残存木の獣害対策に要する経費並びに間伐に必要な森林作業道の開設に要する経費とする。ただし、山梨県造林補助事業実施要領（昭和62年9月9日森整8-55号）（以下、「造林補助事業実施要領」という。）により定めた標準単価により算出した標準経費（以下、「造林補助事業標準経費」という。）とする。	森林環境保全整備事業実施要領に記載の事業のうち、左記造林種別が補助対象となる事業の補助率とする。	森林環境保全整備事業実施要領に記載の事業のうち、左記造林種別が補助対象となる事業の事業主体とする。	
		獣害防除				
		森林作業道開設				
	里山再生事業	修景等保全(除伐)	除伐に要する経費及び侵入竹の除去に要する経費とする。ただし、造林補助事業標準経費とする。	森林環境保全整備事業実施要領に記載の事業のうち、左記造林種別が補助対象となる事業の補助率とする。		
		侵入竹の除去				
	広葉樹の森づくり推進事業	広葉樹造林	広葉樹造林及び保育に要する経費及び植栽木の獣害対策に要する経費とする。ただし、造林補助事業標準経費とする。	森林環境保全整備事業実施要領に記載の事業のうち、左記造林種別が補助対象となる事業の補助率とする。		
		獣害防除				
森林環境保全推進支援事業	荒廃森林再生支援事業	間伐	推進事業の「間伐」補助対象経費に準ずる。	造林補助事業標準経費から造林補助金を控除した経費の10分の10以内	荒廃森林再生事業（造林補助金）に準ずる。	
		伐採木の林内集積	林内集積に要する経費とする。	知事が別に定める標準経費の10分の10以内		
		獣害防除	推進事業の「獣害防除」補助対象経費に準ずる。	造林補助事業標準経費から造林補助金を控除した経費の10分の10以内		
		関連条件整備活動(間伐)	事前準備のための現況調査等、間伐の実施に向けた取り組み作業に要する経費とする。	知事が別に定める標準経費の10分の10以内		
		森林作業道開設	推進事業の「森林作業道開設」補助対象経費に準ずる。	造林補助事業標準経費から造林補助金を控除した経費の10分の10以内		
		作業道等補修	既設作業道等の補修に要する経費とする。	知事が別に定める標準経費の10分の10以内		
		関連条件整備活動(作業道)	事前準備のための現況調査等、森林作業道の開設に必要な作業に要する経費とする。	知事が別に定める標準経費の10分の10以内		
	里山再生支援事業	修景等保全(除伐)	推進事業の「修景等保全(除伐)」補助対象経費に準ずる。	造林補助事業標準経費から造林補助金を控除した経費の10分の10以内	里山再生事業（造林補助金）に準ずる。	
		侵入竹の除去	推進事業の「侵入竹の除去」補助対象経費に準ずる。	造林補助事業標準経費から造林補助金を控除した経費の10分の10以内		
		伐採木・伐採竹の林内集積	伐採木竹の林内集積に要する経費とする。	知事が別に定める標準経費の10分の10以内		
		耕作放棄地編入調査	編入に係る現地調査等に要する経費とする。	知事が別に定める標準経費の10分の10以内		
		関連条件整備活動	事業準備のための里山林の現況調査等、事業実施に向けた取り組み作業に要する経費とする。	知事が別に定める標準経費の10分の10以内		
	広葉樹の森づくり推進支援事業	広葉樹造林	推進事業の「広葉樹造林」補助対象経費に準ずる。	造林補助事業標準経費から造林補助金を控除した経費の10分の10以内	広葉樹の森づくり推進事業（造林補助金）に準ずる。	
		獣害防除	推進事業の「獣害防除」補助対象経費に準ずる。	造林補助事業標準経費から造林補助金を控除した経費の10分の10以内		
		関連条件整備活動	再造林の行われていない伐採跡地の現況調査等、事業実施に向けた取り組み作業に要する経費とする。	知事が別に定める標準経費の10分の10以内		

(第1号様式)

番
平成 年 月 号

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度森林環境保全推進支援事業費補助金交付申請書

次のとおり森林環境保全推進支援事業を完了したので、山梨県森林環境保全推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 事業内容
別紙 森林環境保全推進支援事業実績報告書のとおり
- 2 振込先(金融機関名・預金種別・口座名・口座番号)

(第2号様式)

平成 年度森林環境保全推進支援事業実績報告書

事業主体住所

事業主体名

整理番号	作業箇所の所在				実施内容												備考
	市町村	(町) ・ 大字	字	地番	事業分類	整備区分	事業の種類	造林種別	樹種	面積 (ha) 又は 延長 (m)	林齢	広葉樹 苗木の 本数	広葉樹 苗木の 入手先	集約化 実施 計画 認定 番号	森林 施業 計画 認定 番号	特定 間伐等 促進 計画 掲載の 有無	森林 経営 計画 認定 番号
計																	

注1) 整理番号は、山梨県造林補助事業費補助金交付要綱第6条に定める実績報告書の整理番号と一致させること。

注2) 事業分類は、荒廃森林再生支援事業、里山再生支援事業、広葉樹の森づくり推進支援事業と、整備区分は、単層林整備、複層林整備と、事業の種類は、人工造林、保育と、造林種別は、山梨県森林環境保全推進事業費補助金交付要綱第4条別表の造林種別を記入すること。

注3) 事業主体と森林所有者が異なるときには、備考欄に森林所有者名を記入すること。

注4) 補助金交付額は、第2号様式付表と一致させること。

(第3号様式)

造林地実測図（位置図）

整理番号 事業主体名 森林所有者氏名 施行地 事業分類 査定区分	大字 (造林種別) 樹種	字 番地 面積(ha) 又は延長(m)	方位 縮尺

(第4号様式)

平成 年度森林環境保全推進支援事業間伐材搬出報告書

事業主体住所

事業主体名

整理番号	作業箇所の所在										備考
	市町村	(町) ・ 大字	字	地番	樹種	林齢	面積 (ha)	搬出方法	1m3当たりの収益見込み額 (円) (A)	搬出材積 (m ³) (B)	
計											

注1) 搬出方法欄は、「車両」「架線」別を記入すること。

注2) 1m3当たりの収益見込み額(A)欄は、県が別に定める標準単価を記載すること。

注3) 整理番号は第2号様式の整理番号と一致させること。

(第5号様式)

番
平成 年 月 号

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名 印

平成 年度消費税仕入税額控除適用報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定及び確定通知があった森林環境保全推進支援事業費補助金について、山梨県森林環境保全推進事業費補助金交付要綱第7条の（2）に基づき、次のとおり報告します。

1 補助金交付申請番号

2 補助事業者名（森林所有者名）

3 施業場所

4 補助金確定額 金 円
(平成 年 月 日付け 第 号による確定通知額
のうち該当額)

（注）その他参考となる資料を添付すること。

(第6号様式)

番
平成 年 月 号

殿

山梨県知事

平成 年度森林環境保全推進支援事業費補助金の交付決定
及び額の確定について（通知）

平成 年 月 日付け、第 号で申請のあった平成 年度
森林環境保全推進支援事業費補助金については、山梨県森林環境保全推進
事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、金 円を交付
決定するとともに、同額に確定し交付します。

- | | |
|------------|--|
| 1 補助対象事業 | 平成 年度 森林環境保全推進支援事業 |
| 2 補助対象経費 | 円 |
| 3 補助金交付の条件 | 山梨県森林環境保全推進事業費補助金交付要綱
第7条、第10条、第12条を遵守すること。 |

(第7号様式)

番
平成 年 月 号

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名 印

森林環境保全推進支援事業費補助金財産処分承認申請書

平成 年度森林環境保全推進支援事業費補助金により取得した財産を、次のように
おり処分したいので、山梨県森林環境保全推進事業費補助金交付要綱第10条第
2項に基づき、申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類